

品川区優良里親に対する感謝実施要綱

制定 令和6年9月27日区長決定
要綱第331号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）の里親制度の運営に寄与し、功労顕著にして他の模範となる里親（以下「優良里親」という。）に対し、感謝状を贈呈し、その功労に報いることにより、区民の児童福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育家庭 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親をいう。
- (2) 専門養育家庭 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の36に規定する専門里親をいう。
- (3) ファミリーホーム養育者 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者をいう。

(贈呈の対象者)

第3条 この要綱による感謝状（以下「感謝状」という。）の贈呈の対象となる者（以下「対象者」という。）は、その年の10月1日現在において区に里親の登録がある養育家庭（専門養育家庭を含む。）およびファミリーホーム養育者であって次の各号に該当するものとする。

- (1) 里親として、児童を引き続き10年以上特に優良な状態で養育した者または現に3人以上の児童を引き続き3年以上受託し、優良な状態で養育した者
- (2) 里親として、知的障害児、身体障害児その他養育困難な児童を引き続きまたは通算して3年以上優良な状態で養育した者
- (3) 里親として、5人以上の児童を受託し、かつ、通算して10年以上優良な状態で養育した者
- (4) 里親として、児童を引き続き3年以上優良な状態で養育し、かつ、里親制度発展に特に功績のあった者
- (5) その他里親として特に感謝に値する者

(選考手続)

第4条 対象者の選考は、子ども未来部長が行うものとする。

- 2 子ども未来部長は、品川区児童相談所の所長から対象者の推薦を受け、贈呈を決定するものとする。

(贈呈の方法)

第5条 感謝状の贈呈は、対象者に対し、感謝状および記念品を授与して行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。